

全国市町村職員共済組合連合会業務継続計画
(新型インフルエンザ等編)

令和7年12月24日制定

目 次

I 基本的な考え方

- 1 目的
- 2 背景
- 3 本計画の適用範囲
- 4 実施体制
- 5 基本方針
- 6 被害状況等の想定

II 新型インフルエンザ等発生時における業務継続

- 1 業務継続の基本方針
- 2 業務仕分け

III 人員、物資の確保

- 1 指揮命令系統の確保
- 2 人員の確保
- 3 物資、サービスの確保
- 4 情報システムの維持

IV 感染対策の検討・実施

- 1 平時における感染対策の検討
- 2 発生時における感染対策
- 3 職員の感染への対応
- 4 連合会内において発症者が発生した場合の対応

V 業務継続計画の実施

- 1 発動
- 2 状況に応じた対応
- 3 通常体制への復帰

VI 業務継続計画の維持・管理等

- 1 関係機関との連携
- 2 教育
- 3 点検・改善

I 基本的な考え方

1 目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）の危機管理として対応する必要がある。

連合会においては、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 2 条第 1 号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の発生時においても、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、連合会としての意思決定機能を維持し、必要な業務を円滑に継続することが必要であるとともに、年金受給者等への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。

全国市町村職員共済組合連合会業務継続計画新型インフルエンザ等編（以下「本計画」という。）は、新型インフルエンザ等発生時においても、想定される社会・経済の状況を踏まえ、連合会内における感染防止策を徹底し、職員の生命・健康を守ること及び年金受給者等の財産を守るために重要業務等を継続するために講ずべき措置をあらかじめ定めることを目的とする。

2 背景

連合会においては、平成 21 年 12 月に新型インフルエンザの発生に伴う事態に的確かつ迅速に対処するために全国市町村職員共済組合連合会事業継続計画新型インフルエンザ編（以下「旧計画」という。）を施行したところである。その後、令和 2 年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応の経験を踏まえ、令和 6 年 7 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（同月全面改定。以下「政府行動計画」という。）が改定されたことに伴い、同年 9 月に「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」が見直されたこと等を踏まえ、旧計画を見直すこととしたものである。

3 本計画の適用範囲

本計画は、連合会（地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「地共済法」という。）第 118 条の規定に基づき設置される審査会を含む。）を対象とす

る。

4 実施体制

(1) 平常時の体制

連合会は、平時には新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合に備え、事態を的確に把握するため、隨時、政府が発表する情報の収集等を行うほか、新型インフルエンザ等の発生に伴う事態に適切かつ迅速に対応するため、常務理事を本部長とする全国市町村職員共済組合連合会新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する体制を整備するものとし、本計画に係る意思決定のうち重要なものは、対策本部において行う。

また、連合会は、政府行動計画の内容も参考にし、連合会内の新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

(2) 新型インフルエンザ等の発生時の体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、特措法第15条第1項に基づき内閣に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置され、基本的対処方針（特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。）の決定等が行われる。

連合会においては、総務省と緊密な連携を図りつつ、対策本部を開催して速やかに本計画の発動を決定する。

(3) 構成組合との連携

新型インフルエンザ等が発生した場合は、連合会は、地共済法第3条第1項第5号に規定する指定都市職員共済組合、同項第6号に規定する市町村職員共済組合又は同条第2項に規定する都市職員共済組合（以下「構成組合」という。）に対し、対策本部において決定した内容等の情報を提供する。

5 基本方針

新型インフルエンザ等発生時には、多くの職員が本人の感染や同居者等の看病等のため休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した職員についても外出自粛を要請され、出勤出来なくなる可能性がある。さらに、新型インフルエンザ等の感染拡大時には、業務に必要な物資やサービスの確保が困難になる可能性がある。

本計画は、職員の生命及び健康を守りつつ、必要な業務を継続するために、職場における感染対策を徹底するとともに、業務の絞り込みを徹底して行い、真に必要な業務に資源を集中させることを基本として制定する。

6 被害状況等の想定

新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動等に与える影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で正確に予測

することは難しい。被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する必要があり、また、必要に応じ、あらかじめ複数の選択肢を準備しておくことが望ましい。

また、職員の休暇等、関連事業者の休業、物資の不足など、業務を遂行するため必要な人員、物資、情報等の必要資源が、新型インフルエンザ等のまん延により被害を受け、十分に得られない事態になることも想定しておくべきである。

連合会では、政府行動計画に基づく対策ガイドライン（事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン）に記載された目安及び総務省本省新型インフルエンザ等対応業務継続計画（平成27年1月）における想定を参考とし、職員の最大40%程度の欠勤を想定する。

II 新型インフルエンザ等発生時における業務継続

1 業務継続の基本方針

- (1) 連合会においては、連合会、構成組合、年金受給者等に及ぼす影響が最小となるようにするため、適切な意思決定に基づき、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、連合会に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより、連合会、構成組合、年金受給者等に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。）を継続する。
- (2) 強化・拡充業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合に、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に従事する職員が欠けた場合の代替要員として確保する。
- (3) 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。
- (4) 特に不特定多数の者が集まる場を設定する業務（各種会議等）については、WEB会議や電子メールの活用など代替手段を検討し、それが困難な場合には、中止又は延期を検討する。
- (5) 発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染対策を徹底し、交代での勤務など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。
- (6) 感染リスクが高いものの、やむを得ず継続することが求められる業務については、より感染リスクの低い実施方法への変更等を検討する。

2 業務仕分け

職員の生命及び健康を守りつつ、必要な業務を継続するために、業務の絞り込みを徹底して行い、真に必要な業務に資源を集中させるため、業務継続の基本方針を

踏まえ、あらかじめ、各課室長は全国市町村職員共済組合連合会組織規程（平成18年全共連規程第1号）に基づく事務分掌について、発生時継続業務とそれ以外の業務の仕分けを行う。その際の基本的考え方は以下のとおりである。

（1）強化・拡充業務

新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの。

（2）一般継続業務

一定期間、縮小又は中断することで、連合会、構成組合、年金受給者等に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの。

なお、一般継続業務であっても、国内で感染が拡大・まん延している状況での行政需要の低下により、一定期間の休止や業務量縮小したりすることが可能なものがあり得ることから、業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員により短時間で効率的に実施するための工夫を行う。

（3）発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）

発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合に、初動期から段階的に業務を縮小し、国内で感染が拡大・まん延している状況では可能な限り中断することとし、その場合の縮小又は中断の手順や関係者への周知方法を検討する。なお、感染への対応が中長期に及ぶ場合、業務を縮小又は中断し続けることで他の業務に影響が出る可能性も考慮し、必要に応じて縮小・中断業務の見直しを行うものとする。

III 人員、物資等の確保

1 指揮命令系統の確保

新型インフルエンザ等発生時に、業務上の意思決定者である管理職等が感染する場合も想定し、意思決定の停滞を防ぐため、各部における発生時継続業務に携わる管理職等については、感染リスクを極力抑えるような対策を講じるとともに、当該管理職等が感染し、職務執行が困難となった場合の代行者を確保するとともに、管理職等と代行者が同時に感染しないよう、交代で勤務する等の措置を講ずる。

2 人員の確保

発生時継続業務の遂行に必要となる人員を確保するための計画をあらかじめ検討する。また、各課室長はあらかじめ業務処理手順を作成する等の方法により、課室内職員同士が業務を代行することができるよう努める。

また、各課室長は、通勤時や勤務時の感染機会を低減するため、時差出勤や交代での勤務、自転車・徒歩等による出勤について検討を行う。

3 物資、サービスの確保

連合会内の管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給

等、新型インフルエンザ等発生時においても継続して確保することが必要な物資・サービスについて、提供事業者に対し、事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者自身の事業継続が困難と判断される場合を想定し、あらかじめその代替策を検討する。

4 情報システムの維持

新型インフルエンザ等発生時においては、情報収集、年金受給者等への情報発信が重要となるため、情報システムの維持は不可欠であることから、連合会の情報システムの整備及び管理に万全を期し、機器の故障が発生した場合のメンテナンスサービスなどの不足等も想定して措置を講ずる。

IV 感染対策の検討・実施

1 平時における感染対策の検討

感染リスクについて、業務内容も踏まえ、感染リスクを低減する方法や発熱や咳などの症状のある職員の出勤を控えるよう促すなど、発症者の入室を防ぐ方法などを検討する。また、多数の者と接触する機会がある場合については、特に感染対策を充実させる必要があるため、訪問者等の理解を得つつ、必要と思われる感染対策の実施を要請することも検討する。

2 発生時における感染対策

各課室長は、基本的な感染対策として以下の事項を職員に対して注意喚起を行う。

(1) 一般的な留意事項

- ア 発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出勤を控えるよう勧奨すること。
- イ 換気、マスク着用等の咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策等を行うこと。
- ウ 出張等で外出する場合は、流行地域への移動を避ける、公共交通機関ラッシュの時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避けて行動すること。

(2) 連合会内における感染対策の実行（職場の清掃・消毒・換気）（注1）

- ア 職場における接触感染の防止のため、必要に応じ、次の方針等により、職場の清掃・消毒を行う。
 - (ア) 通常の清掃に加えて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃を行う。
 - (イ) 職員の感染が判明し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や触れた場所などについて、消毒剤による拭き取り清掃を行う。
 - イ 新型インフルエンザ等の特性によっては、飛沫感染及び接触感染に加え、エアロゾル感染に対応する必要がある場合が考えられる。エアロゾル感染への対策として、建物の構造や室内温度、外気温に応じ可能な範囲で換気を行うことが望ま

しい（必要な換気量が確保されているかを確認する方法としては、二酸化炭素濃度測定器（CO₂ センサー）の活用等がある。）。効果的な換気のため、必要に応じ次の方法に留意して行う。

- (ア) 定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等が重要であることから、機械換気が設置されていない場合には窓開け換気を行う。窓開け換気を行う際には、2方向の窓を開けると換気効果が大きい。換気方法については、夏の暑さ等外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択する。
- (イ) 感染を防ぐためには空気の流れにも配慮が必要である。十分な外気の取り入れ・排気と併せ、空気の流れにより局所的に生じる空気のよどみを解消する。エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが可能である。
- (ウ) 目を覆う程度の高さより高いパーティションや天井からのカーテンなどは、空気の流れを阻害しないよう、空気の流れに対して平行に配置するように注意する。

注1：(2) ア及びイの感染対策について、特に発生初期のような病原体の性状

が判明していない間は、いずれの対策も行うことが望ましい

(3) 職員の健康状態の確認

各課室長は、欠勤した職員がいる場合、本人や同居者等の健康状態（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）や欠勤理由を確認・把握するとともに、本人や同居者等が感染した疑いがある場合には連絡するよう指導する。

3 職員の感染への対応

- (1) 新型インフルエンザ様症状のある職員（※）で入院措置がなされないものに対して、休暇（傷病休暇又は特別休暇）を取得するよう要請するとともに、併せて、外出自粛を徹底するよう要請する。
(※) 「新型インフルエンザ様症状」については、「発熱、咳、全身倦怠感等」が想定されるが、新型インフルエンザが実際に発生した場合、その症状については、厚生労働省が速やかに公表する。
- (2) 濃厚接触者として感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。）第44条の3第1項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、特別休暇の取得を認めるとともに、外出自粛を徹底するよう要請する。

4 連合会内において発症者が発生した場合の対応

連合会内において発症者が発生した場合には、以下のとおりとする。

各課室長は、課室内職員又は来庁者等に発症者が発生した場合は速やかに総務部総務課へ報告するものとする。

- (1) 病原性等の状況に応じ、発症の疑いのある者を会議室等の別室に移動させ他者との接触を防ぐ。発症者が自力で別室に向かうことができない場合は、消防に救

急搬送を依頼する。

(2) 職員本人が直接連絡することが困難な健康状態である場合や、家族にすぐ連絡が取れない場合などは、都道府県等が設置する相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。なお、新型インフルエンザ等の流行初期には全ての新型インフルエンザ等患者（疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由があるものを含む）は、入院措置の対象となり、感染症指定医療機関等で治療を受ける。ただし、流行初期以降の感染が拡大している時期には、患者の症状の程度から、入院の必要性の有無を判断する。

なお、職員の同居者等が発症した場合、以下のとおり対処する。

- (3) 職員本人だけでなく、同居者等の発症や職員の感染者との接触についても把握することが望ましい。
- (4) 同居者等が発症した場合、職員自身が濃厚接触者と判断され、都道府県等から外出自粛等を要請される可能性がある。外出自粛等の期間の基準等の情報を適宜入手する。
- (5) また、特に保護者・介護者である職員については、こどもや被介護者が感染した場合、その看病等の対応により、休暇の取得やテレワークの実施が必要になる可能性があることに配慮する。

V 業務継続計画の実施

1 発動

(1) 対策本部の設置

国内外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合又は対策本部長が必要と認めた場合、総務省と緊密な連携を図りつつ、対策本部を設置し、本計画の発動を決定して、速やかにあらかじめ定めておいた人員体制等に移行する。

発生した新型インフルエンザ等の病原性、感染性等が不明である可能性が高いため、発生時継続業務以外の業務については、状況を見ながら必要に応じて縮小又は中断する。

(2) 対策本部の業務

対策本部は、本計画に基づき、次に掲げる業務を行う。

- ア 発生時継続業務及び発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）の決定に
関すること。
- イ 連合会内の部課室の相互応援に関すること。
- ウ 年金受給者等への広報及び関係機関への連絡に関すること。
- エ その他発生時継続業務を維持するために必要な業務に関すること。

(3) 対策本部の構成

ア 構成

対策本部は、対策本部長、対策副本部長及び対策本部員をもって構成する（以下「対策本部構成員」という。）。

イ 対策本部長

- (ア) 対策本部長は、常務理事をもって充てる。
- (イ) 対策本部長は、本計画に関する最終決定権限及び責任を有する。

ウ 対策副本部長

- (ア) 対策副本部長は、事務局長をもって充てる。
- (イ) 対策副本部長は、対策本部長を補佐し、対策本部の決定を受けて行う緊急対策を指揮する。
- (ウ) 対策副本部長は、報道機関等外部への広報、説明、回答等に係る対応を指揮する。

エ 対策本部員

- (ア) 対策本部員は、総務部長、健康福祉部長、年金部長、財務部長、IT・情報セキュリティ統括、各課室長、審査会上席書記及び対策副本部長が指定する者をもって充てる。
- (イ) 対策本部員は、次に掲げる担当業務のほか、所掌する部課室における本計画の実施及び職員に関する管理の権限と責任を有する。

担当	役職名	内 容
庶務対応	総務課長	対策本部の事務運営対応
渉外対応	総務部長	組合員、年金受給者、関係団体等への一元的対応
人事対応	総務部長	職員の人事に関する対応

(4) 権限の代理

対策本部については、対策本部長又は対策副本部長が不在の場合にも適切、かつ、迅速に意思決定ができるよう、臨時代理者を定める。臨時代理者は業務継続計画震災対策編III 3 (4) のとおりとする。

(5) 対策本部会議の開催

ア 対策本部会議は、対策本部長が招集する。

イ 対策本部会議は、原則として、対策本部構成員の全員出席をもって成立するものとする。ただし、参集が不可能な者がいる場合においては、参集可能な者の出席をもって成立する。

ウ 対策本部会議は、原則として、テレワーク端末等を用いたWEB会議により開催するものとする。ただし、状況に応じて対策本部構成員が参集する形による開催も可能とする。

(6) 庶務

対策本部の庶務は総務部総務課において処理する。

2 状況に応じた対応

本計画発動後は、事態の進展に応じ、本計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務遂行上生じた問題等について、対策本部に情報を集約し、必要な調整を行う。

発症した職員が回復し、順次職務に復帰している状況においても、その後再び感染の波が生じる可能性がある。この間に病原体が大きく変異しなかった場合、一度発症すれば免疫ができるため、重症化しにくくなると考えられるが、この間に病原体が大きく変異した場合、回復した者も再度感染し、重症化するおそれがある。また、新型インフルエンザ等に感染したと考えられていた者が実は通常の季節性インフルエンザに感染したにすぎず、免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、一度小康状態になっても感染対策を緩めることなく、対応を検討する必要がある。

3 通常体制への復帰

政府対策本部が廃止され、特措法によらない基本的な感染症対策に移行した場合、対策本部は、通常体制への段階的な移行を検討する。

VI 業務継続計画の維持・管理等

1 関係機関との連携

本計画について、業務遂行上関係のある総務省、構成組合等との連携を確保し、積極的に調整を行う。

2 教育

本計画を有効に実施するため、全職員に対し周知徹底する。

3 点検・改善

本計画を有効に実施するため、各課室長においては、人員体制等の計画について、人事異動等を反映し、継続的に更新する。

本計画については、新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、政府行動計画等に変更があった場合等には、適宜改正する。

附 則

本計画は、令和7年12月24日から施行する。